

帯広市成年後見ネットワーク会議要綱

(名称)

第1条 この会議の名称は、帯広市成年後見ネットワーク会議（以下「会議」という。）とする。

(目的)

第2条 会議は、成年後見制度の利用促進と円滑な運用について、関係機関・団体が連携することを目的とする。

(会議内容)

第3条 会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる項目について情報交換及び協議・検討を行う。

- (1) 成年後見制度について、各機関・団体の現状や課題等に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用促進及び市民後見人の理解促進に関すること。
- (3) 市民後見人の養成及び後見実施機関の設置に関すること。
- (4) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 会議は、別表1に掲げる機関・団体が推薦する者をもって構成する。

(議長)

第5条 議長は、前条の構成員から選出する。

(会議)

第6条 会議は、議長が招集し、その議事を主宰する。

2 会議の内容により、関係機関・団体に所属する専門知識を有する者が出席できるものとする。

(事務局)

第7条 会議の事務を処理するため、帯広市保健福祉部社会課内に事務局を置く。

(守秘義務)

第8条 会議の構成員及び会議に出席した関係者等は、正当な理由がある場合を除き、その知り得た秘密を他に漏らしてはならない。構成員及び関係者等でなくなった場合も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成23年12月6日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表1

会議構成機関・団体

機関・団体名	備考
帯広弁護士協会	
公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート釧路支部	司法書士会
社団法人 北海道社会福祉士会十勝地区支部	
釧路家庭裁判所帯広支部	
社会福祉法人 帯広市社会福祉協議会	
帯広市保健福祉部	障害福祉課・高齢者福祉課・社会課

福祉フォーラム

～ 講談から学ぶ成年後見制度Ⅱ ～

難しい制度も、実話を基にした講談だからこそ伝わる！！

昨年度、心に響く成年後見講談を披露した神田織音氏が再び帯広に帰ってきます。難しい制度説明はひとまず置いて、まずは制度を知るきっかけづくりに、楽しく優しい講談からはじめてみませんか？

講談の後のパネルディスカッションでは、制度推進に積極的な他市町村の実際の取り組みをご紹介します。成年後見制度への理解を深めていただけたらと思います。

平成24年

8/11 (土)

13:00～16:00

とがちプラザ
～レインボーホール～

(帯広市西4条南12丁目)

参加無料(定員先着330名)

※参加希望の方は裏面の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、帯広市保健福祉部社会課までFAXまたは直接持参により申込みください。

講談 13時10分～

- ・第1話「認知症予防のお話」
- ・第2話「認知症の老姉妹を食い物に
(リフォーム詐欺)」
- ・第3話「ナオト君だって一人の人間なんだよ」

パネルディスカッション 14時30分～

「各地域の取り組みについて」
小樽・北しりべし、南富良野町、釧路市、本別町

16時00分 終了予定

※内容については予定ですので、各時間等が変更になることがあります。



講談師 神田 織音さん

★講談師 神田 織音(かんだ おりね)さん プロフィール★
芸歴 高校時代から芝居の勉強を始める。
その後約10年芝居に携わる。
H11.4 神田香織に入門
講談協会所属(芸名 神田おりね)
H11.9 前座
H15.4 ニツ目昇進(芸名 神田織音)
H23.4 真打昇進
趣味 芸術鑑賞・民謡三味線・里帰り

- 主催 帯広市(帯広市成年後見ネットワーク会議)
- 共催 北海道
- 後援 帯広市社会福祉協議会、帯広市町内会連合会、
北海道民生委員児童委員連盟帯広支部、帯広市老人クラブ連合会、
帯広市社会福祉施設連絡協議会、帯広市介護支援専門員連絡協議会、

●問い合わせ先●
帯広市保健福祉部社会課
帯広市西5条南7丁目1
TEL(0155)65-4146

福祉フォーラム

～ 講談から学ぶ成年後見制度Ⅱ～

参加申込書

	氏名	性別	フォーラムを知ったきっかけ (○で囲む)	職業(勤務先)・所属団体等
1		男・女	HP・町内会・所属団体・ 職場・知人・新聞・その他	
2		男・女	HP・町内会・所属団体・ 職場・知人・新聞・その他	
3		男・女	HP・町内会・所属団体・ 職場・知人・新聞・その他	
4		男・女	HP・町内会・所属団体・ 職場・知人・新聞・その他	
5		男・女	HP・町内会・所属団体・ 職場・知人・新聞・その他	
6		男・女	HP・町内会・所属団体・ 職場・知人・新聞・その他	
7		男・女	HP・町内会・所属団体・ 職場・知人・新聞・その他	
8		男・女	HP・町内会・所属団体・ 職場・知人・新聞・その他	

※「氏名」、「性別」、「フォーラムを知ったきっかけ」については必ず記入ください。

※「職業(勤務先)・所属団体等」は差し支えなければご記入ください。

※記入欄が足りない場合はコピーしてご利用ください。

※個人情報については、参加者集約を目的とし、それ以外の目的で利用することはありません。

質問事項

成年後見制度に関してご質問等ありましたらご記入ください。

※お寄せいただいたご質問には当日出来る限りお答えいたしますが、時間の都合により

すべてのご質問にはお答え出来ないことをあらかじめご了承ください。

【成年後見推進員】

《役割》

成年後見制度に係る様々な相談支援・援助を行うほか、関係機関・団体との連携を図り成年後見制度の利用を促進することにより認知症高齢者や知的・精神障害者等を地域で支え合う仕組みを構築する。

《担当業務及び内容》

1 成年後見制度に関する相談・援助業務

- (1) 相談窓口・利用方法等の案内
- (2) 親族申立の支援

2 審判開始請求市長申立に関する相談・手続業務

- (1) 市長申立依頼相談・受理
- (2) 親族調査、親族意向調査
- (3) 庁内審査会の開催
- (4) 後見人候補者調整
- (5) 裁判所手続

3 成年後見制度利用支援事業に関する相談及び助成に関する手続業務

- (1) 申立費用支出、求償事務
- (2) 報酬助成申請受理、決定、支出事務

4 帯広市成年後見ネットワーク会議に関する業務

- (1) 関係機関・団体との連絡調整
- (2) 会議の開催

5 市民後見人養成講座に関する業務

- (1) 市民啓発講演会の開催
- (2) 受講者募集
- (3) 修了者の登録・支援

6 「高齢者や障害者を地域で支える仕組みづくり」に関する業務

- (1) 地域連携会議への出席及び地域福祉に関する啓発
- (2) 市民啓発講演会の開催
- (3) コーディネーター連携会議に関する業務（平成25年度より）